

○黒石市農林業災害復旧事業補助金交付規則

平成11年3月26日

規則第18号

改正 令和4年3月29日規則第6号

(趣旨)

第1条 農地、農業用施設、林業用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧事業（以下「事業」という。）に要する費用に対し補助金を交付する場合は、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは、農地の利用又は保全上必要な公共施設であって、次に掲げるものをいう。

- (1) かんがい排水施設
- (2) 農業用道路
- (3) 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設

2 この規則で「林業用施設」とは、林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次に掲げるものをいう。

- (1) 林地荒廃防止施設
- (2) 林道

3 この規則で「災害」とは、暴風雨、洪水、地震、その他異常な自然現象により生じた災害をいう。

4 この規則で「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で被害を受けた農地等を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において、当該農地等の従前の効力を復旧するために必要な施設をすることを含む。）をいう。

5 この規則で「補助事業者」とは、次に掲げるものであって5万円以上40万円未満の経費を要する事業を行う者で、この事業に要する経費に対する補

助金交付の決定を受けた者をいう。

- (1) 農業協同組合
 - (2) 土地改良区
 - (3) 数人共同して事業を行う者
 - (4) その地、市長の承認を受けた者
- (補助率)

第3条 市長は、災害復旧事業に要した経費に対して予算の範囲内において、次の基準により補助することができる。

区分	補助率	備考
農地災害復旧事業	事業費の100分の30 以内	
農業用施設災害復旧事業	事業費の100分の50 以内	
林業用施設災害復旧事業	事業費の100分の50 以内	

(申請の手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、農林業災害復旧事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 地区名
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 事業を行う者が法人の場合は、議決書又は会議録の写
 - (5) 数人共同して行う場合は、契約書及び代表者選定届
 - (6) 事業の施行に関し、許可又は承認を要するものは、これを証する書面
 - (7) その他、市長が必要と認める書類
- (補助金交付決定)

第5条 市長は、第3条による申請のあったとき、内容を審査のうえ補助事業者に農林業災害復旧事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によって通知するものとする。

（着工届、竣工届）

第6条 補助事業者は、事業に着手したとき又は完了したときは、速やかに農林業災害復旧事業着工（竣工）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第7条 補助事業者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、農林業災害復旧事業計画変更申請書（様式第4号）に変更設計書及び変更図面を添付して遅滞なく市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 第4条に規定する申請書に記載された内容を著しく変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定により承認を与えようとするときは、必要な条件を付することができる。

（補助金交付決定の取消）

第8条 市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当する場合においては、補助事業者に対し補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は期限を付してすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業に不正な行為があったとき。

（特認事項）

第9条 市長は、特に必要と認めるときは、この規則に定める補助対象経費及び補助率を越えて補助することができる。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用する